



三重県公報

平成30年2月9日(金)

第 2978 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
告 示			
75	介護保険法の規定による居宅サービス事業者の指定	(長寿介護課)	2
76	介護保険法の規定による居宅介護支援事業者の指定	(同)	2
77	介護保険法の規定による介護予防サービス事業者の指定	(同)	2
78	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定	(障がい福祉課)	2
79	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定	(同)	3
80	地域医療安心度調査の実施	(地域医療推進課)	3
81	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の新設の届出	(中小企業・サービス産業振興課)	3
82	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	(同)	5
83	道路の区域変更及びその関係図面の縦覧	(道路管理課)	6
84	道路の供用開始及びその関係図面の縦覧	(同)	7
公 告			
	土地改良区役員の退任及び就任の届出	(農地調整課)	7
	建築基準法の規定による道路の位置指定及びその関係図書の縦覧	(建築開発課)	8
収 用 委 公 告			
	土地収用法の規定による収用又は使用の裁決手続の開始決定	(収用委員会)	8
正 誤			
	平成27年7月10日付け三重県公報号外	(森林・林業経営課)	9

告 示

三重県告示第 75 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により、次のとおり居宅サービス事業者を指定しました。

平成 30 年 2 月 9 日

三重県知事 鈴木 英 敬

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	指 定 年 月 日	サービスの 種 類
2470505542	訪問介護事業所 小春	津市高茶屋 6 丁目 10 番 14 号	有限会社マル正	平成 30 年 2 月 1 日	訪問介護
2460290410	訪問看護ステーション 暖蘭	四日市市大矢知町 930-3	株式会社ライフサポート	平成 30 年 2 月 1 日	訪問看護
2470802709	デイサービス かのみ	伊勢市鹿海町 1621-1	株式会社 l i f e	平成 30 年 2 月 1 日	通所介護

三重県告示第 76 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項の規定により、次のとおり居宅介護支援事業者を指定しました。

平成 30 年 2 月 9 日

三重県知事 鈴木 英 敬

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	指 定 年 月 日	サービスの 種 類
2470102506	ケアプランセンターなごみ	桑名市江場字寺前 599 番地 1	株式会社プラスナビ	平成 30 年 2 月 1 日	居宅介護支援
2470505534	ケアプランセンターあ のう	津市安濃町東観音寺 353	社会福祉法人あけあい 会	平成 30 年 2 月 1 日	居宅介護支援

三重県告示第 77 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業者を指定しました。

平成 30 年 2 月 9 日

三重県知事 鈴木 英 敬

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	指 定 年 月 日	サービスの 種 類
2470505542	訪問介護事業所 小春	津市高茶屋 6 丁目 10 番 14 号	有限会社マル正	平成 30 年 2 月 1 日	介護予防訪問介護
2460290410	訪問看護ステーション 暖蘭	四日市市大矢知町 930-3	株式会社ライフサポート	平成 30 年 2 月 1 日	介護予防訪問看護

三重県告示第 78 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項の規定により、次のとおり育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関を指定しました。

平成 30 年 2 月 9 日

三重県知事 鈴木 英 敬

医療機関の種別	医 療 機 関 の 称	所 在 地	標ぼうしている 診 療 科 目	担当しようとする 医 療 の 種 類	指 定 年 月 日
薬局	やさしい薬局	津市高茶屋小森町 1812-3		薬局	平成 30 年 1 月 1 日

薬局	エンゼル薬局 平野店	鈴鹿市平野町 7743-1		薬局	平成 30 年 2 月 1 日
薬局	アイランド薬局 桑名寿店	桑名市寿町三丁目 64 番地		薬局	平成 30 年 2 月 1 日

三重県告示第 79 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項の規定により、次のとおり精神通院医療に係る指定自立支援医療機関を指定しました。

平成 30 年 2 月 9 日

三重県知事 鈴木 英 敬

医療機関の種別	医療機関の名称	所在地	指定年月日
病院・診療所	由井医院	伊勢市岩淵 2 丁目 7 番地 12 号	平成 30 年 2 月 1 日
薬局	アイランド薬局 桑名寿店	桑名市寿町三丁目 64 番地	平成 30 年 2 月 1 日
薬局	調剤薬局とまと 長島店	桑名市長島町出口 247	平成 30 年 1 月 1 日
薬局	スイショー薬局 泊店	四日市市泊山崎町 2-16	平成 30 年 1 月 1 日
薬局	安塚薬局	鈴鹿市安塚町 1605	平成 30 年 1 月 1 日

三重県告示第 80 号

地域医療安心度調査を次のとおり実施します。

平成 30 年 2 月 9 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 調査の目的

本県が策定した「みえ県民力ビジョン・第二次行動計画」における施策の一つとして「地域医療提供体制の確保」を掲げており、当該施策の目標項目として「地域医療安心度指数」を設定し、医療へのアクセスのしやすさ、かかりつけ医の有無、地域医療に対する理解度を把握し、評価することとしている。

本調査は、当該目標項目の現状を把握することを目的として実施する。

2 調査の期間

平成 30 年 2 月 13 日（火）から同年 3 月 9 日（金）まで（25 日間）

3 調査対象者

平成 29 年 12 月 1 日現在で選挙人名簿に登録されている県内居住の満 18 歳以上の県民 3,000 人

4 調査の方法

郵送調査

5 調査の主な内容

- (1) 調査対象者の基本属性（年齢・居住地・家族構成）
- (2) かかりつけ医について
- (3) 医療機関の役割分担について
- (4) 夜間や休日における対応について
- (5) 地域の医療機関の情報について
- (6) 医療機関へのアクセスについて
- (7) 県による医療情報の提供について

三重県告示第 81 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から新設の届出がなされたので、同条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日か

ら4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

平成30年2月9日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) イオンモール津みなみ

津市高茶屋小森町145番地ほか187筆

2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
イオンモール株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	吉田 昭夫

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	岡崎 双一
未定	未定	未定

3 大規模小売店舗の新設をする日

平成30年9月25日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

40,000 m²

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数及び位置

駐車場	収容台数	位 置
建物北側立体駐車場1	700台	縦覧による
建物北東側平面駐車場2	113台	縦覧による
建物西側平面駐車場3	327台	縦覧による
建物南東側平面駐車場4	174台	縦覧による
建物屋上駐車場5	532台	縦覧による
南側隔地平面駐車場6	119台	縦覧による
北西側隔地平面駐車場7	304台	縦覧による
北側隔地平面駐車場8	113台	縦覧による
北側隔地平面駐車場9	61台	縦覧による
合 計	2,443台	

(2) 駐輪場の収容台数及び位置

駐輪場	収容台数	位 置
建物北側駐輪場1	30台	縦覧による
建物北側駐輪場2	145台	縦覧による
建物西側駐輪場3	145台	縦覧による
建物西側駐輪場4	30台	縦覧による
建物西側駐輪場5	30台	縦覧による
建物西側駐輪場6	5台	縦覧による
建物西側駐輪場7	25台	縦覧による
建物東側駐輪場8	25台	縦覧による
合 計	435台	

(3) 荷さばき施設の面積及び位置

荷さばき施設	面 積	位 置
荷さばき施設1	216 m ²	縦覧による
荷さばき施設2	216 m ²	縦覧による

合 計	432 m ²	
-----	--------------------	--

(4) 廃棄物等の保管施設の容量及び位置

廃棄物保管施設	容 量	位 置
廃棄物保管施設 1	81 m ³	縦覧による
廃棄物保管施設 2	96 m ³	縦覧による
合 計	177 m ³	

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

名 称	開店時刻	閉店時刻
イオンリテール株式会社	午前 7 時 00 分	午後 11 時 00 分
未定	午前 7 時 00 分	午後 11 時 00 分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

	駐車可能時間帯
建物北側立体駐車場 1	午前 6 時 00 分から午前 0 時 00 分まで
建物北東側平面駐車場 2	午前 6 時 00 分から午前 0 時 00 分まで
建物西側平面駐車場 3	午前 6 時 00 分から午前 0 時 00 分まで
建物南東側平面駐車場 4	午前 6 時 00 分から午前 0 時 00 分まで
建物屋上駐車場 5	午前 6 時 00 分から午前 0 時 00 分まで
南側隔地平面駐車場 6	午前 6 時 00 分から午前 0 時 00 分まで
北西側隔地平面駐車場 7	午前 6 時 00 分から午後 10 時 00 分まで
北側隔地平面駐車場 8	午前 6 時 00 分から午後 10 時 00 分まで
北側隔地平面駐車場 9	午前 6 時 00 分から午後 10 時 00 分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数	位 置
15 箇所	縦覧による

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

	荷さばき可能時間帯
荷さばき施設 1	24 時間
荷さばき施設 2	24 時間

7 届出の日

平成 30 年 1 月 24 日

8 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

9 届出等の縦覧の期間及び時間

平成 30 年 2 月 9 日から同年 6 月 11 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 82 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定による届出（新設の届出）に対して同法第 8 条第 1 項の規定により伊賀市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

平成 30 年 2 月 9 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) ドラッグコスモス西明寺店

伊賀市西明寺 3248 番ほか

2 伊賀市から聴取した意見

駐車需要の充足等交通に係る事項

市道からの出入口が交差点に近い場合、駐車場から右折する通行が危険と判断できる場合は、誘導員配置等

安全対策を講ずること。

- 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
平成30年2月9日から同年3月9日まで
開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第 83 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更しました。
なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供します。
平成30年2月9日

三重県知事 鈴木英敬

第 1

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 421号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
桑名市大字蓮花寺字馬喰谷 1123 番 1 地先 から 桑名市大字蓮花寺字高塚下 1417 番 1 地先 まで	旧	23.00～48.00	200.00
	新	23.00～39.00	200.00

第 2

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 宮妻峡線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
四日市市水沢町字三本松 979 番 2 地先 から 四日市市水沢町字三本松 962 番 1 地先 まで	旧	6.50～9.60	558.00
	旧新	9.80～19.20	204.60

第 3

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 鈴鹿宮妻峡線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
四日市市水沢町字三本松 962 番 1 地先 から 四日市市水沢町字三本松 979 番 7 地先 まで	旧	7.20～8.80	138.30
	旧新	9.80～19.20	127.90

第 4

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 楠河原田線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
四日市市河原田町字森 1760 番 3 地先内	旧	6.50～8.10	25.30
	新	8.10	25.30

第 5

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 小牧小杉線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
四日市市山之一色町字西広口 1914 番地先 から 四日市市山之一色町字西広口 1941 番 5 地先 まで	旧	8.83～15.49	81.29
	新	8.82～11.12	81.29

第 6

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 松阪第2環状線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
松阪市上川町 475 番 3 地先内	旧	6.30~8.40	73.80
	新	6.60~16.60	73.80

第 7

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 上野名張線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
伊賀市比土字廻り戸 3244 番 1 地先 から 伊賀市比土字廻り戸 3227 番 3 地先 まで	旧	13.05~24.83	264.70
	新	13.05~22.28	264.70

第 8

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 311 号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
尾鷲市三木浦町字下昌 222 番 1 地先 から 尾鷲市三木浦町字下昌 219 番地先 まで	旧	13.30~21.50	34.90
	新	13.30~30.20	34.90

三重県告示第 84 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次の道路の供用を開始します。
 なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。
 平成 30 年 2 月 9 日

三重県知事 鈴木 英 敬

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 小牧小杉線	四日市市山之一色町字西広口 1898 番 1 地先内	平成 30 年 2 月 9 日
県道 合ヶ野松阪線	松阪市飯福田町字添ヶ尾 494 番地先 から 松阪市飯福田町字添ヶ尾 476 番地先 まで	平成 30 年 2 月 9 日
県道 松阪第 2 環状線	松阪市上川町 475 番 3 地先内	平成 30 年 2 月 10 日
県道 上野名張線	伊賀市比土字上ノ代 3191 番 1 地先 から 伊賀市上神戸字棚田 3417 番 3 地先 まで	平成 30 年 2 月 9 日

公 告

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 16 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。
 平成 30 年 2 月 9 日

三重県知事 鈴木 英 敬

保々新田土地改良区（四日市市市場町 2743 番地 1）
 退任理事

- 四日市市中野町 1568 番地 1
- 〃 市場町 2756 番地 2
- 〃 西村町 2993 番地

- 伊 藤 金 司
- 山 川 喜代司
- 山 川 伸 介

四日市市場町 2944 番地	山 川 直 樹
" 西村町 2943 番地	市 川 周 二
" " 2983 番地	市 川 輝
退任監事	
四日市市西村町 2966 番地	山 川 成 喜
" 中野町 1568 番地 2	伊 藤 尚 則
就任理事	
四日市市中野町 1570 番地 13	北 川 博 美
" " 1462 番地	藤 牧 定
" 市場町 2725 番地 1	山 川 政 樹
" 西村町 2974 番地 2	山 川 義 明
" " 2978 番地	山 川 善 彦
" " 2977 番地 2	山 川 いく代
就任監事	
四日市市場町 2732 番地	寺 本 豊
" " 2733 番地	山 川 昌 隆

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定しました。

なお、関係図書は、三重県熊野建設事務所に備え置いて縦覧に供します。

平成 30 年 2 月 9 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指 定 年 月 日	申 請 者		道路の位置	道路幅員及び延長		
	氏 名	住 所		道 路 番 号	幅 員 (m)	延 長 (m)
平成 30 年 1 月 29 日	株式会社アサヒ住宅 代表取締役 山下 雅史	尾鷲市南陽町 9-37	熊野市久生屋町字西 地 396-1	A	6.0	53.59

収 用 委 公 告

土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）第 45 条の 2 の規定により、次のとおり収用又は使用の裁決手続の開始を決定しました。

平成 30 年 2 月 9 日

三重県収用委員会会長 西 川 源 誌

- 1 起業者の住所及び名称
東京都千代田区霞が関二丁目 1 番 3 号
国土交通大臣
- 2 事業の種類
一般国道 23 号改築工事（中勢バイパス・三重県鈴鹿市北玉垣町字細田地内から同市野町字西山地内まで及び同市御菌町字郷堂地内から津市河芸町三行字椽本地内まで）及びこれに伴う市道付替工事
- 3 裁決手続の開始を決定する土地の所在、地番、地目、地積等
（土地の所在）三重県鈴鹿市北玉垣町字細田

地 番	地 目		地 積 (㎡)		収用しようとする 土地の面積 (㎡)	使用しようとする 土地の面積 (㎡)
	公簿	現況	公簿	実測		
1650 番 1	田	田	1,275	1,549.00	706.11	27.05

- 4 土地所有者の氏名及び住所
不明。ただし、亡城ノ口晴樹法定相続人のうちいずれか又は全員

持分不明

嶋 和代 三重県鈴鹿市南玉垣町 6038 番地の 2

城ノ口 秀樹 三重県鈴鹿市桜島町五丁目 8 番地の 20

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
なし

6 裁決手続の開始を決定した日

平成 30 年 1 月 24 日

正 誤

平成 27 年 7 月 10 日付け三重県公報号外に登載しました、三重県水源地域の保全に関する条例施行規則中

ページ 行 誤 正

35 24 貸借権 賃借権

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
